

第 八 十 八 号 議 案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業所内保育事業（第四十二条―第四十八条）」を「第五章 事業所内保育事業（第四十二条―第四十八条）」を第六章

事業所内保育事業（第四十二条―第四十八条）

に改める。

雑則（第四十九条）

「

第五条第五項中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第六条第一項中「第三号」を「以下この条」に改め、同項第三号中「この号」

の下に「及び第四項第一号」を加え、同条第五項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

（電磁的記録）

第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）

で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、家庭的保育事業等における諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。